

準中型自動車免許等取得費補助金について

市では、消防車両を運転できる団員を確保するため、免許取得経費に対し補助金を交付します。

免許制度の概要

平成29年3月12日に道路交通法が改正され普通免許で運転できる車両の総重量が5トンから3.5トンに引き下げられました。

また、準中型免許が創設され車両総重量7.5トンまでの車両を運転できることになりました。この準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得ができます。

なお、従来の5トン未満の運転が可能であった普通免許を所有している場合は、限定解除審査に合格すれば7.5トン未満の運転が可能になります。

補助を受けられる者

- ・ 3.5トン以上の車両が配備されている部の団員で制度利用を申請し許可を受けた者
- ・ この制度を利用して免許を取得後、5年以上団員として活動する意思がある者

対象となる費用

- ・ 免許取得費用のうち、①入所、②技能・知識の教習、限定解除審査、③修了検定・卒業検定（各1回目）の各費用（※8-2、11-1の団員が中型免許を取得する場合も可）
- ・ 補助対象となる費用の2分の1以内とし、10万円を限度とする。

※参考 山武市消防団の車両配備状況

3.5 トン未満（4台）	2-6	3-4	8-3	12-3
--------------	-----	-----	-----	------

5 トン未満（32台）	1-1	1-2	1-3	2-1	2-3	2-4
	2-7	3-1	3-2	3-3	4-1	4-3
	4-4	4-5	4-7	5-1	5-2	5-3
	6-3	7-1	7-2	8-1	9-1	9-2
	10-1	10-2	10-3	11-2	11-3	12-2
	13-2	13-4				

7.5 トン未満（8台）	2-2	2-5	4-2	6-1	6-2	12-1
	13-1	13-3				

11 トン未満（2台）	8-2	11-1	この2台は、8t限定中型免許で運転可能			
-------------	-----	------	---------------------	--	--	--

消防車両を運転できる団員確保のため上記補助金をご活用ください。補助金の詳細や申請方法等については、消防防災課消防係（0475-80-1119）までお問い合わせください。